

■米国：オハイオ州 PUC、停電需要家の訴えを退ける

2015年12月3日付現地報道によると、オハイオ州公益事業規制委員会（PUCO）は、アメリカン・エレクトリック・パワー（AEP：American Electric Power）社を、同社のシステムの維持に過失があったとして、2012年に起きた停電中に駄目になった食品代を弁償すべきであるとするパウエル市の男性の訴えを退けた。この男性は、近所の停電が、強風により枯れ木が電線に倒された時に発生し、AEP社はその木を撤去することを当初予定していたが、結局は撤去しなかったことをその訴状の中で述べている。男性は、長時間の停電によって、冷凍庫のステーキや他の食品が腐ったため1,500ドルの弁償を同社に求めた。PUCOは4対0で、その男性はAEP社が同社の供給約款やオハイオ州の法律に違反していることを証明できなかった、と判決を下した。PUCOは、「我々は、AEP社が適正にその配電線を維持しており、停電は実際にはデレーチョ（derecho：激しい雷雨、強風を伴う帯状の雲の壁）によって引き起こされたということが分かった」と報告している。